

組合向け各種支援のお問い合わせは、
最寄りの中小企業団体中央会までお寄せください。

中小企業団体中央会一覧

団体名	住所	連絡先
北海道中央会	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7 プレスト1.7 3F	011(231)1919
青森県中央会	〒030-0802 青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館4F	017(777)2325
岩手県中央会	〒020-0878 盛岡市肴町4-5 カガヤ肴町ビル2F	019(624)1363
宮城県中央会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター1F	022(222)5560
秋田県中央会	〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館5F	018(863)8701
山形県中央会	〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F	023(647)0360
福島県中央会	〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10F	024(536)1261
茨城県中央会	〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8F	029(224)8030
栃木県中央会	〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3F	028(635)2300
群馬県中央会	〒371-0026 前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館内	027(232)4123
埼玉県中央会	〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティ9F	048(641)1315
千葉県中央会	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3F	043(306)3281
東京都中央会	〒104-0061 中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館内	03(3542)0386
神奈川県中央会	〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9F	045(633)5131
新潟県中央会	〒951-8131 新潟市中央区白山浦1-636-30 新潟県中小企業会館2F	025(267)1100
長野県中央会	〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F	026(228)1171
山梨県中央会	〒400-0035 甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4F	055(237)3215
静岡県中央会	〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館内	054(254)1511
愛知県中央会	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センターウイंकあいち16F	052(485)6811
岐阜県中央会	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 岐阜県県民ふれあい会館9F	058(277)1100
三重県中央会	〒514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル6F	059(228)5195
富山県中央会	〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F	076(424)3686
石川県中央会	〒920-8203 金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館5F	076(267)7711
福井県中央会	〒910-0005 福井市大手3-12-20 富田第一生命ビル3F	0776(23)3042
滋賀県中央会	〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F	077(511)1430
京都府中央会	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 京都経済センター3F	075(708)3701
奈良県中央会	〒630-8213 奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館内	0742(22)3200
大阪府中央会	〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6F	06(6947)4370
兵庫県中央会	〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館3F	078(331)2045
和歌山県中央会	〒640-8152 和歌山市十番丁19 Wajima十番丁4F	073(431)0852
鳥取県中央会	〒680-0845 鳥取市富安1-96 中央会会館内	0857(26)6671
島根県中央会	〒690-0886 松江市母衣町55-4 島根県商工会館内	0852(21)4809
岡山県中央会	〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館2F	086(224)2245
広島県中央会	〒730-0011 広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6F	082(228)0926
山口県中央会	〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館内	083(922)2606
徳島県中央会	〒770-8550 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館KIZUNAプラザ3F	088(654)4431
香川県中央会	〒760-8562 高松市福岡町2-2-2-401 香川県産業会館4F	087(851)8311
愛媛県中央会	〒791-1101 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛3F	089(955)7150
高知県中央会	〒781-5101 高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4F	088(845)8870
福岡県中央会	〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9F	092(622)8780
佐賀県中央会	〒840-0826 佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル6F	0952(23)4598
長崎県中央会	〒850-0031 長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F	095(826)3201
熊本県中央会	〒860-0801 熊本市中央区安政町3-13 熊本県商工会館6F	096(325)3255
大分県中央会	〒870-0026 大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館4F	097(536)6331
宮崎県中央会	〒880-0013 宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館3F	0985(24)4278
鹿児島県中央会	〒892-0821 鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館5F	099(222)9258
沖縄県中央会	〒900-0011 那覇市字上之屋303-8	098(860)2525
全国中央会	〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル	03(3523)4901

連携事業継続力強化計画 策定支援マニュアル



社会インフラ・官公需編



Contents

目次

「ご存知ですか？ 社会インフラ・官公需型組合の連携事業継続力強化」

- 事例1) 高崎下水道管路施設管理業協同組合(群馬県) 1
- 事例2) 天山地区環境整備事業協同組合(佐賀県) 3
- 事業継続力強化計画認定制度を活用しましょう 5

全国中小企業団体中央会
<https://www.chuokai.or.jp/>

水平的連携

同業種

連携構成：組合+14事業者(組合員)

高崎下水道管路施設管理業協同組合

高崎市で下水道管路施設維持管理業を行う事業者で構成される組合であり、官公需適格組合である。高崎市内において、公共下水道などの復旧対応の実効性を確保することを目的に組織され、高崎市からは下水道の詰まりや陥没など緊急時における下水道の清掃や修繕事業を受託している。

取組みのポイント

① 連携が円滑な規模の組織

平常時から関係性の強い組合員企業で連携型に申請。強固な関係性が構築されていたことから円滑に申請が進んだ。

② 理事長のリーダーシップ

当組合では、設立以来、現理事長が理事長を務めており、組合員企業からの信頼が厚く、その理事長が先導したことから円滑に連携型の申請が可能になった。

③ 組合員負担の最小化

- 既存の危機対応体制や役割分担をベースとして、新規に作成する計画を最小限にとどめることで、組合員企業への負担を最小限にとどめて計画を完成することができた。
- 中央会の伴走型支援により、組合としても策定に関する負担を軽減することができた。



計画策定のきっかけ／策定までの流れ

群馬県中央会からの働きかけでスタート

群馬県中央会の担当者より、BCPの推進の一環で連携型の事業継続力強化計画について理事長に話が持ちかけられた。

災害対策能力を裏付けるものを望んでいた当組合に本計画の取組みが適合し、取り組むことに至った。

既存の対策を活用し効率的な計画策定

緊急時の連絡網など災害が発生した際に用いる体制が既に組合内に有ることから、計画を策定する際には既存の取組みを活用することで効率的な計画策定が可能になった。



群馬県高崎市新後閑町281-3

<http://www.gesuidoukumiai.com>



INFORMATION

組合概要

設立年月：平成13年5月
組合員数：15名
職員数：1名
出資金：3,000,000円

組合事業

- 下水道維持管理の共同受注
- 組合員の事業に必要な機械器具・消耗品等の共同購買
- 下水道維持管理技術の研究
- 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- 組合員の福利厚生に関する事業



連携によるメリット／計画策定による効果

① 災害対応能力の向上

公共性の高い事業の特色を踏まえ、当組合では高崎市からの信頼を強固なものにするため災害対応能力の確保に力を入れている。

災害にも対応できるように組合では24時間体制でトラブル対応が可能になる体制を構築するなど高度な取組みが行われていた。今回の取組みも災害対応能力確保の一環である。

② 能力の裏付け

当組合は平素からの取組みの結果、高崎市と災害協定を締結しており、市との災害対応に関する連携を強化していた。

一方、災害に対応する能力を裏付ける認定や資格などを所持していないことから、本計画に着眼。災害対応能力を裏付けることに資するものとして捉え、申請を実施し、認定に至った。

③ 単独型への波及

組合員の個別企業での事業継続力強化計画に波及することも期待している。組合員企業が個別に計画策定することを後押しするために、引き続き群馬県中央会の支援を希望している。



水平的連携

同業種

連携構成：組合+7事業者(組合員4、員外3)

天山地区環境整備事業協同組合

昭和50年代に進んだトイレの水洗化に対応するために、当初は浄化槽の維持管理を共同して取り組むことを目的として設立されたが、現在では浄化槽に加えて下水処理施設や一般廃棄物に関する組合員の技術向上、情報共有、災害対応等を目的として活動している。

一般廃棄物の収集・運搬を行う4事業者で構成されている。近年の水害の被害をふまえ、災害時にも事業継続を実行し、市民の生活を守ることを目的に、計画の策定を行った。

取組みのポイント

①地域の未来を担う「後継者の会」を中心とした策定

計画の策定には、長期的な観点で策定するため、各組合員企業から次世代を担う人材を選出し、発足・活動していた「後継者の会」を中心に策定を進めた。計画策定に取り組むことが、組合内の連携強化にもつながり、取組みによる成果が多様になった。

②平常時の取組みの活用

「日本は全国どこでも災害が起こりうる」との危機意識を持ち、令和元年度には佐賀県中央会の事業を活用してBCP策定研修会を開催するなど、日頃から災害対策へ意欲的に取り組んでいた。平常時の取組みを活用することで効率的な計画策定を実施。

③佐賀県中央会による作成後押し

行政からの委託事業が多いこと、地域住民の生活の基盤となる事業を行っていることから、災害対応に関する業務を重要な任務ととらえ、本計画を策定。本計画やBCPの策定にあたっては、佐賀県中央会による後押しがあったことが大きい。



計画策定のきっかけ／策定までの流れ

災害時でも市民の生活を守るために

令和元年及び令和3年の水害を踏まえて、災害対策の重要性を再認識した。地域住民の生活基盤を守っていくためには個社だけでなく、地域の同業者で連携する必要があるとの考えから、災害への対応能力を向上することを目指し、本計画の策定に踏み切った。

リーダーと推進者の存在

本計画を策定するにあたり、事業者ごとの意見の食い違いや取組みに対する姿勢の相違があった。昭和51年の組合設立以来45年にも及ぶ長い歴史の中で培われたチームワークにより、事業者間のすれ違いを乗り越え、計画の認定へつながった。

また、当組合では平常時から組合各社の教育活動に熱心に取り組んでいた。取組みの成果もあり、力を伸ばしてきた「後継者の会」が活躍。計画策定を大きく推進した。同時に後継者人材の成長にもつながった。



佐賀県小城市牛津町乙柳867番地7

INFORMATION

組合概要

設立年月：昭和51年11月
組合員数：4名
職員数：1名
出資金：2,000,000円

組合事業

- 浄化槽の設置、保守、清掃に関する正しい知識の普及宣伝
- 公共下水道・農業集落排水処理施設等の整備、計画状況の調査
- 組合員・従業員の技術向上を図るための研修会・視察
- 薬品、機械器具の共同購入、共同利用
- 関係自治体への情報提供・陳情・デモの実施
- 組合員・従業員の親睦を深めるためのレクリエーションの実施等



連携によるメリット／計画策定による効果

①周囲からの高評価

計画認定を受けた後に、関係機関からのインタビューの依頼が相次いで来ている。当組合としては、当然と認識している「災害対応」への取組みであるが、周囲からは予想を超えた評価が届いている。

②組合間の連携能力強化

「後継者の会」メンバーの連携による取組みの推進により、次世代を担う後継者たちの横の関係性が強固なものとなった。今後も「後継者の会」で災害への事前対策に取り組むことが計画されており、一層の連携強化が見込まれる。

③継続的な取組みへの発展

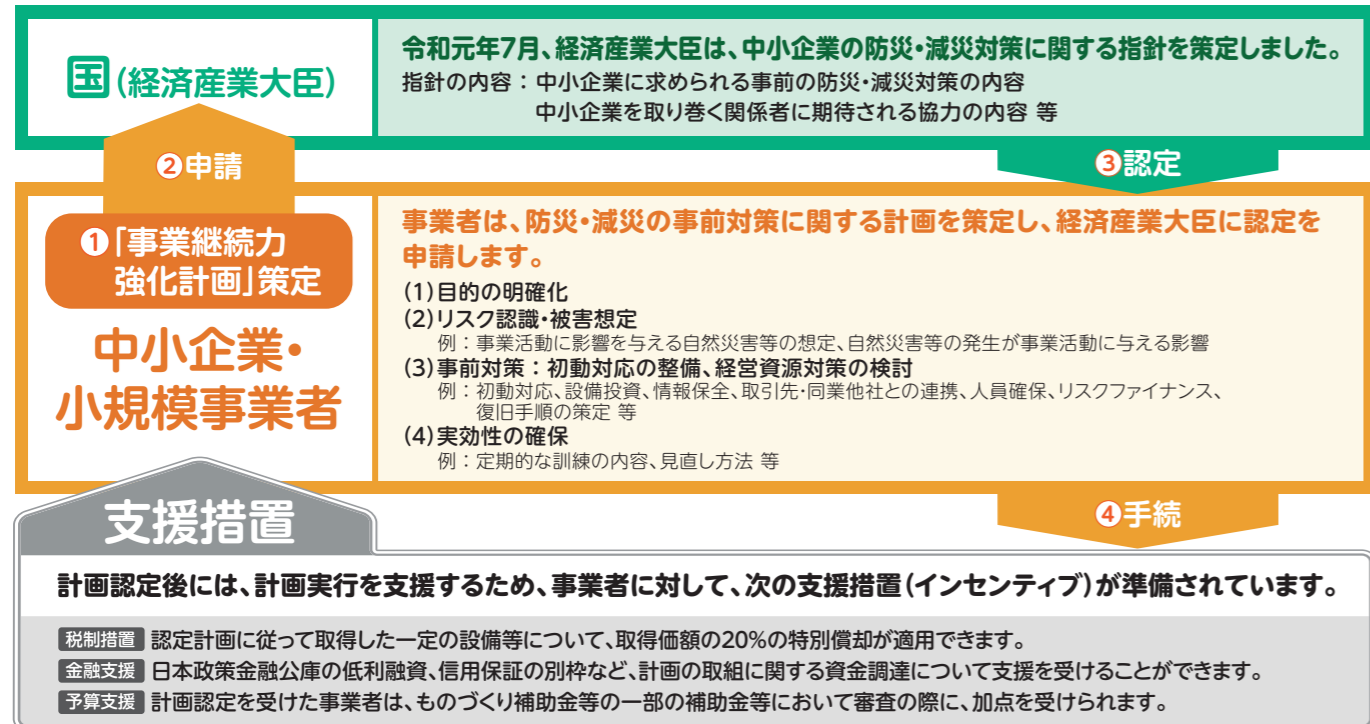
計画を策定したことで、災害対応に関する能力が向上したと認識しているが、加えて平常時からの継続的な見直し体制の重要性を認識。組合内で平常時から取り組み続ける意識を醸成することにつながった。



1. 事業継続力強化計画認定制度の概要

大規模な自然災害等の頻発を受けて、組合を含む中小企業の事業継続力強化、即ち、自然災害等に関する事前対策(防災・減災対策)促進を目的とした「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(中小企業強靱化法)」が、令和元年に成立、施行されました。この法律には、防災・減災対策に関する計画認定制度が盛り込まれており、さまざまな支援策が準備されています。ぜひ、活用しましょう。

計画認定スキーム



中小企業を取り巻く関係者による防災・減災対策の支援

本制度を踏まえ、右記の中小企業を取り巻く関係者には、
普及・啓発活動の実施、人材の育成等の取組が期待されます。

- 中央会
- 商工団体
- サプライチェーンの親事業者
- 金融機関
- 損害保険会社
- 地方自治体 等

POINT

Check!

- 経済産業大臣認定の制度です。申請先は、各地方経済産業局となります。
- 申請主体のパターンは2種あります。個社で申請する場合は、「単独型」、複数事業者で申請する場合は、「連携型」を選択してください(本マニュアルは「連携型」にフォーカスしています)。
- 計画の焦点は「防災・減災対策」であり、BCPと同等の計画を企図していません。事業継続力向上に向けた取組の「第一歩／入口」として、BCPよりも取り組みやすい計画となっています。
- 計画認定は、現状の取組実績は問われず、計画策定のみで申請可能です。計画の実行確認は、計画の認定後となります。
- 計画認定者は、各種支援措置(インセンティブ)が受けられます。上記税制措置・金融支援・予算支援の他、都道府県や市区町村、業界団体等で個別にインセンティブ等が設けられている場合もあります。あらかじめ最寄りの地方経済産業局や自治体等にご確認ください。
例：建設工事競争入札参加資格審査の加点措置(北海道)
商工業者再建補助金申請の審査要件(佐賀県)
事業継続力強化計画認定事業者に対する奨励金交付(かすみがうら市)等
※上記情報は令和3年作成当時のものとなります

2. 取組みの進め方

計画策定に向けた取組み

事例でみたように、連携の取組みには多くのメリットがあります。ぜひ、制度の活用を検討しましょう。
計画認定を希望する事業者が、申請時に確認すべき基本的な文書は「基本方針」、「申請様式」、「策定の手引き」です。中小企業庁ホームページでは、これら文書と合わせて、制度概要や認定状況、普及啓発事業の内容等が公表されていますので、最初にご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>



社会インフラ・官公需型組合は、災害対応や災害への備えに関して、官公庁や地方自治体、そして地域から求められるレベルが高い業種と言えます。組合としての事業継続力強化はもちろんのこと、地域全体としての事業継続力強化を目指して、本計画策定に取り組みましょう。

中小機構を活用しましょう

事例でも紹介した通り、計画策定の際は、「連携型」策定において豊富なノウハウ、実績を持つ中小機構(独立行政法人中小企業基盤整備機構)を活用すると、取組みがスムーズに進みます。
また、中小機構のホームページでは、計画策定の進め方を動画で紹介している等、取組みの推進に向けた各種コンテンツが多く紹介されています。こちらも是非ご活用ください。

<https://kyoujinnka.smrj.go.jp/>



問合せ先

地域本部	担当課	住所	電話
北海道本部	連携推進課	北海道札幌市中央区北二条西1-1-7 ORE札幌ビル6階	011-210-7473
東北本部	企業支援課	宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階	022-716-1751
関東本部	支援推進課	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階	03-5470-1606
中部本部	連携支援課	愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4階	052-201-3009
北陸本部	企業支援課	石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階	076-223-5546
近畿本部	連携支援部連携支援課	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング27階	06-6264-8621
中国本部	企業支援課	広島県広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル3階	082-502-6555
四国本部	企業支援課	香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワータワー棟7階	087-811-1752
九州本部	企業支援課	福岡県福岡市博多区祇園町4-2 サムティ博多祇園BLDG.	092-263-0300
沖縄事務所		沖縄県那覇市宇小禄1831-1 沖縄産業支援センター313-1	098-859-7566
本部	災害復興支援部復興支援課	東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル	03-6459-0042
専用お問合せフォーム	https://www.smrj.go.jp/contact/fukkou_01/index.php		

3. 連携型を推進していく上でのポイント

連携型事業継続力強化計画を検討・策定することは、組合や事業者にとっても様々なメリットがあります。

緊急時におけるメリット

災害対応力の向上



サービス供給責任の達成



様々な
メリット



事例

- 迅速な被害状況把握の実現 **卸団地**
- 各社で共通部品等をリスト化・共有化して、トラブル時の貸出や供給がスムーズに **金属熱処理業**
- 組合間での連絡網整備や災害時の応援、代替・相互生産の為にガイドライン等を作成 **金属加工業**

平常時におけるメリット

事前対策のコスト抑制



発信力強化



競争力強化



人材不足解消
多能工化



事例

- 自家発電設備の共同導入や、共同による非常用備蓄(水、食料、緊急用バッテリー等)を準備する、または組合員からの物資提供リストを作成することで、事前対策コストを抑制 **工業団地・流通団地等**
- 代替や相互連携により供給責任を果たせる「緊急時に強い事業者」として取引先にPR **印刷業**
- 「助け合い掲示板システム」を立ち上げ、組合員間で従業員の貸し借り等の相互連携を実現。人材不足の取組みとして、1組合員ではできない工事を組合員間でお互いに助け合う **板金業**



COLUMN



社会インフラ・官公需型組合における連携のメリットや特徴

事例から紐解くと、社会インフラ・官公需型組合における連携のメリットや特徴としては、以下が挙げられます。

信頼性向上／ロゴマーク活用

社会インフラ・官公需型組合は、その特性上、大規模な災害時であっても速やかにサービスを再開させなければなりません。そして、官公庁や市区町村、地域との結び付きが強い為、平常時からの災害等の備えによる「信頼性向上」が重要なカギとなります。

連携事業継続力強化計画は、まさしく組合・組合員の事業継続力を高める取組みであり、加えて認定事業者には「ロゴマーク」が付与されることから、対外的なPR・信頼性向上にも繋がります。

また、災害対策等に関する意識を高く持っている組合が多い業種でもあります。この流れに乗り遅れないよう、本制度を有効活用しましょう。



他団体等との連携を検討する(連携の範囲を拡げる)

災害発生時における各種復旧・復興対応については、自組合の業務だけでは完結しないことが想定されます(例えば、水害が発生した際のトラブル対応においては、水道事業者・土木関係事業者等の様々な業者との連携が求められます)。自社の業務を補完するという観点だけではなく、災害時に連携する事業者との観点から、連携の範囲を拡げることも検討しましょう。

地域で起こり得るリスクをしっかりと把握する

社会インフラ・官公需型組合は、「地域復旧・復興」に直接関わることから、しっかりと自身の地域で起こり得るリスクを把握することが重要です。自分の地域ではどのような災害が起こりやすいのか、それが発生した場合、自組織だけでなく「地域」としてどのような被害が発生するかを把握しましょう。

COLUMN



感染症への備え

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、以下のような取組みを行っている組合事例があります。事業継続力強化計画は「感染症リスク」も申請対象とすることができますので、ぜひご確認ください。

- 感染予防品・対策品等の各種備蓄品・設備を融通し合う **卸団地**
- 組合員事業所単位で感染症対応マニュアルを作成 **工業団地**
- 組合員で感染症発症が確認された場合は、組合事務局で初期対応を行い、組合員店舗と連携して対応にあたり、また情報発信を一元化対応する **共同店舗**
- 感染症患者が発生した場合でも業務が継続できるよう、組合と組合員が連携してサービスを継続する体制を構築 **新聞販売業**



4. リスクファイナンスを促進する

リスクファイナンスの重要性

自然災害等の発生自体を防ぐことはできません。しかし、ひとたび自然災害等が起こると、中小企業者への被害額は甚大になります(下表参照)。このため、事前対策としてのリスクファイナンスが大変重要です。

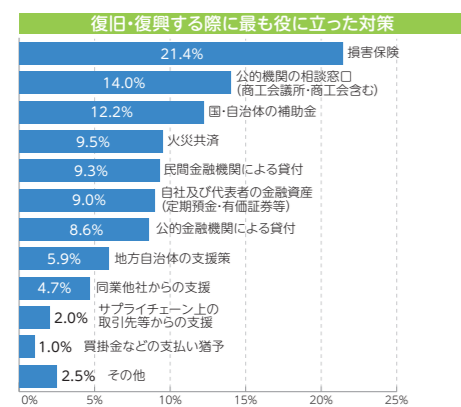
自然災害による中小企業の被害例(2018年)

平成30年7月豪雨(西日本豪雨)	台風19~21号	北海道胆振東部地震
豪雨災害初の激甚災害(本激)	25年ぶりに非常に強い勢力で上陸	地震による停電で全道に影響
約4,738億円	約99億円	約42億円

※中小企業被害額については、激甚災害指定に係る被害調査時点において、自治体から直接被害として報告のあったもの。
(出典)中小企業庁「2019年版 中小企業白書」を基に作成

損害保険・共済の加入を促進しましょう

自然災害等の被災事業者に対する調査(下左図参照)によれば、多くの事業者が、復旧・復興に際して最も役に立った対策として、損害保険や火災共済を挙げています。リスクファイナンスのうち、損害保険・共済(下右表参照)の活用は、取り組みやすく、かつ、有効性の高い対策と言えるでしょう。



(出典)「中小企業の災害対応に関する調査」(2019年、中小企業庁)

自然災害に対応する主な損害保険・共済		
自然災害リスク	リスクについての説明	対応する主な保険・共済
落雷	落雷により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済において補償対象となっておりません。ただし、免責金額が過大となっていないか、支払限度額が不足していないか等、事前に確認いただくことをおすすめします。	・火災保険 ・火災共済 ・全国中央ビジネス総合保険制度(財物補償)等
風災 雹災 雪災	風災により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済において補償対象となっておりません。ただし、免責金額が過大となっていないか、支払限度額が不足していないか等、事前に確認いただくことをおすすめします。	・火災保険 ・火災共済 ・全国中央ビジネス総合保険制度(財物補償)等
水災	水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等)により、建物・設備・商品等が被害を受けた場合、一般的な火災保険・火災共済では補償対象とならないことがあります。(オプション補償となっていることがあります。) 水災が補償対象となっているか、事前に確認いただくことをおすすめします。 また、「床下から●cm以上の浸水」等が支払要件になっていることが一般的です。支払要件についてもあわせてご確認くださいをおすすめします。	・火災保険 ・火災共済 ・全国中央ビジネス総合保険制度(財物補償)等
地震	地震・噴火・津波は通常免責となっていますが、オプション加入で対象とすることも検討可能です。	・全国中央ビジネス総合保険制度(財物補償)等
落雷・風災・雹災・雪災・水災	事故により損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対する補償は、一般的な火災保険・火災共済等においてオプション補償となっていることが一般的です。 長期の休業は事業活動における大きなリスクですので、備えることをおすすめします。	・火災保険(休業損害補償特約) ・休業対応応急共済 ・全国中央ビジネス総合保険制度(休業損害補償特約)等

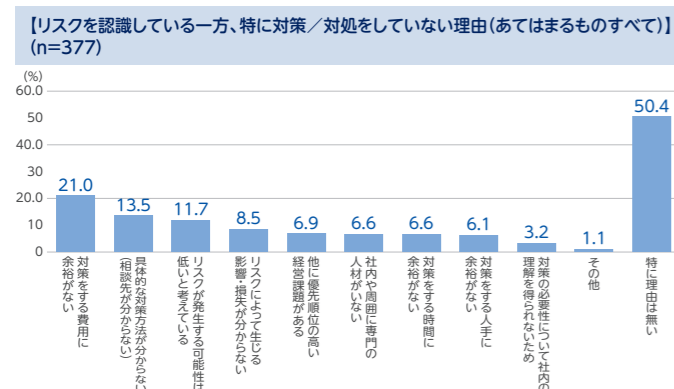
(出典)中央会指導員マニュアル策定委員会 作成(2020年)

COLUMN

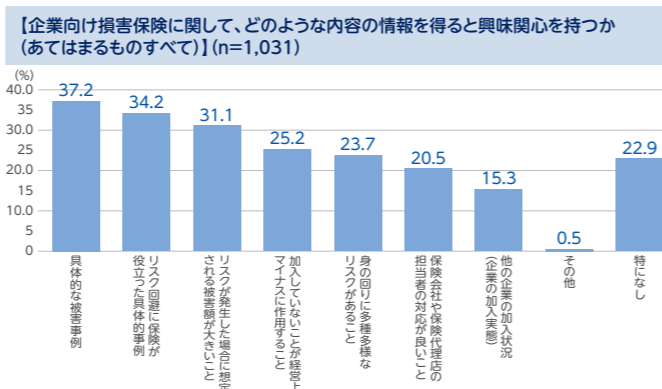
損害保険・共済の加入を進めるきっかけづくり

左下図を見ると、企業が防災対策を行わない要因として、「特に理由は無い(約50%)」、「リスク発生の可能性が低いと考えている(約12%)」と、「リスク認識の低さ」が一番に挙げられます。このことから、「災害等のリスクは誰にでも起こり得ること」をしっかりと組合・組合員が認識して頂くことが重要となります。

また、事業者の損害保険・共済に関する関心が高まるきっかけとして、「具体事例」や「有効性(未加入の場合の影響等)」が挙げられます(右下図)。このような情報を事業者提供すると良いでしょう。



(出典)一般社団法人日本損害保険協会「中小企業のリスク意識・対策実態調査2021調査報告書」



「連携事業継続力強化計画」取組チェックリスト

「連携事業継続力強化計画」を実効性のあるものにする為には、以下を網羅するようにしましょう。

1 事業継続力強化の目標を決める

- なぜ連携して事業継続力強化を目指すのか、その目的を決めましょう
- 事業活動の概要、特に組合・組合員が果たすべき役割を、人命安全の観点、取引先等のサプライチェーンや顧客への供給責任の観点、地域・社会的責任の観点等から整理しましょう

2 リスクとその影響を認識する

- 組合・組合員として「憂慮すべきリスク」を特定しましょう
- 全ての連携参加事業者が、自らの全ての拠点について、ハザードマップ(下表参照)等によってリスクを認識しましょう
- 全ての連携参加事業者が、そのリスクが発生した場合に「ヒト(人員)」「モノ(建物・設備・インフラ)」「カネ(リスクファイナンス)」「情報」が受ける影響を認識しましょう

主要なハザードマップ

お役立ちサイト	発行元	リンク
わがまちハザードマップ	国土交通省	(ハザードマップポータルサイト) https://disaportal.gsi.go.jp/
重ねるハザードマップ	国土交通省	
J-SHIS 地震ハザードステーション	防災科学技術研究所	http://www.j-shis.bosai.go.jp/

3 連携に関する合意をとる

- 全ての連携参加事業者が、連携事業継続力強化計画に基づく取組みを実施していくことについて合意を取りましょう(全ての連携参加事業者の合意が必須です)

4 連携事業継続力強化に資する対策・対応手順を決める

- 全ての連携参加事業者が、従業員及び顧客等の【避難】に関する手順を決めましょう
- 全ての連携参加事業者が、従業員等の【安否確認】を行う手順を決めましょう
- 連携参加事業者間で、自然災害時における指揮命令体制を整備しましょう
※事態の深刻度に応じて、ブロックごとの対応→組合全体での対応とエスカレーションさせる事例もあります
※いずれの場合も、組合として「指揮・全体統括をする人」と「その代行者」を決めるようにしましょう
- 連携参加事業者間で被害状況を把握し、被害情報について情報発信する手順を整備しましょう
※あらかじめフォーマット等を準備することが有効です
※情報収集・発信・共有する為の手段や通信機器等を整備しましょう
- 上記4点について、「代表者(組合事務局等)」としての役割と「連携参加事業者(組合員等)」としての役割を整理するようにしましょう
- 事業継続力強化に資する対策と取組内容、更に連携参加事業者の役割を決めましょう
※申請の際は、下記いずれか一つについて記載する必要があります
 自然災害等が発生した場合における、【人員体制】の整備
 連携事業継続力強化に資する【建物、設備、機器及び装置】の導入
 事業活動を継続する為の【資金の調達手段】の確保
 事業活動を継続する為の【重要情報】の保護

5 平常時の推進体制や、事業継続力強化の実効性確保の取組みを決める

- 平常時の取組推進について、経営層等のトップの指揮の下、実施するようにしましょう
- 年1回以上、訓練を実施しましょう
- 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しに向けた検討を行いましょう